**コラム****④　協同組合のアイデンティティに関するICA声明「協同組合の定義」**

国際協同組合同盟（ICA）には、日本を含む百カ国以上の協同組合が参加し、その組合員数は延べ10億人を超えます

【協同組合らしさとは】

1995年に開催されたICAの100周年記念大会・全体総会において、「協同組合らしさ」「協同組合の特質」を明らかにする「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」を採択しました。同声明では、協同組合の定義（協同組合とは何か）や価値（協同組合が大切にする理念や考え方）、原則（価値を実践するための指針）を定めています。﻿

【人が組織の基本】

定義は協同組合を「人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体をつうじて、共通の経済的、社会的、文化的ニーズと願いをかなえることを目的とする。」と定めています。

まず「自治的な組織」とは、政府や私企業から独立した組織であることを示しています。

そして「人びとの」組織であるとは、協同組合は「自発的に手を結んだ人びと（＝組合員）」、つまり「人」が組織の基本であることを意味し、「資本」を中心する株式会社とは根本的に異なることを示しています。協同組合は「共同で所有し民主的に管理する事業体」ですので、組合員は出資金の額にかかわらず一人一票の議決権を持ちの運営に関わります。

【事業を通じて組合員のニーズや願いをかなえる】

また「共通の･･･ニーズと願いをかなえる」という協同組合の目的は、利益を上げ、その利益を株主に分配するという株式会社の目的や、社会全体に貢献するという特定非営利活動（NPO）法人の目的と異なります。

そして「事業体をつうじて」「ニーズと願いをかなえる」協同組合は、事業を通じて組合員のニーズや願いをかなえる組織であり、この点で、事業を伴わない運動団体と異なります。

一方、「事業体」であるということは、市場で活動することを意味しますので、協同組合は効率的かつ効果的に事業を行い組合員に貢献することが必要となります。

（2025国際協同組合年全国実行委員会　事務局

：一般社団法人　日本協同組合連携機構）